

観光産業持続化給付金の概要

1. 趣旨

○新型コロナが観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項（「観光産業持続化給付金」支給のための財政上の措置等）を定める。

(1) 背景

- 観光産業は地域経済の発展、雇用の維持に重要
- 他方で、新型コロナによる観光産業への影響が深刻化。G○T○トラベルの一時停止で窮地。時短協力金等も不十分。追加支援が必要。
⇒労働者の雇用と事業の継続性担保のため、「観光産業持続化給付金」を支給

(2) 観光産業支援のための政策のパッケージ

- ①観光産業持続化給付金の支給
- ②当面のマイクロツーリズム事業の実施
- ③G○T○トラベルの感染収束後の重点的実施（そのための財源は維持）

2. 観光産業持続化給付金

○政府は、「観光産業持続化給付金」が速やかに支給されるよう、財政上の措置を講ずる。

①支給対象者

「観光関連事業者」：
・地域の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者
・これらの者と継続的な取引関係を有する事業者

⇒地域の観光に関連する事業を営む者は、幅広く対象

- ・地域の観光の振興に資することの認定は、観光協会、商工会、同業者の組合等の団体への加入状況や、利用者の多くが観光客とみられること等を踏まえ判断（G○T○トラベル事業における対象事業者認定の枠組みも活用）
- ・観光産業の裾野の広さに鑑み、取引先も対象
- ・全国あまねく、各観光地の事業者へ直接給付

②支給額

2020年における売上金額の2019年における売上金額からの減少額の20/100相当額を基本とし、事業の規模等を勘案して必要な調整を行う。

- ・今年1月から3月分の執行されなかったG○T○トラベル事業予算約1兆3,000~4,000億円に相当する規模
- ・G○T○トラベル事業とは別の財源を使用（G○T○トラベル事業は中止しない）